

テーマ：①商標権の消尽  
②権利の濫用

【1】「アステカ」事件

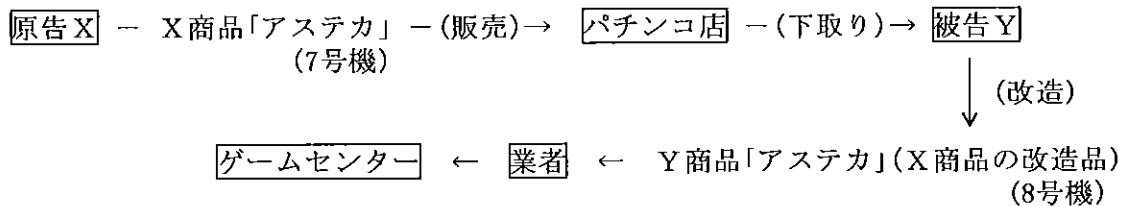
－平成14年2月14日東京地裁民事第46部判決（確定）  
平成12(ワ)26233号損害賠償請求事件

(1) 当事者

原告X：アルゼ株式会社  
本件商標1：「アステカ」(第4310019号)  
本件商標2：「AZTECA/アステカ(+図)」(第4310023号)  
指定商品：第9類「スロットマシン(24B02)」  
第28類「遊戯用器具(24B02)」  
(本件商標1・2とも同じ)

被告Y：株式会社東プロ

(2) 事件の概要



\*この他、被告YはX商品の偽造品を購入し販売

(3) 被告の主張

- ア. 原告の商標権は消尽している
  - ・パチンコ店に販売した時点で対価の回収は終わっている
  - ・被告は単に商品の調整をおこなってこれを転売したに過ぎない
- イ. 原告よりの黙示の使用許諾があった
  - ・原告従業員が商品の下取りにつき仲介していた
- ウ. 原告の本訴請求は権利濫用
  - ・原告は下取りという商慣習上のシステムにより利益を得ている
  - ・原告従業員による仲介が繰り返しおこなわれている
  - ・7号遊技機と8号遊技機は競合しない(原告の損害はない) 等

(4) 原告の主張

- ア. 本件に消尽理論は適用されない
  - ・被告商品は原告の意思に基づいて流通におかれているものではない
  - ・被告は原告商品を全く別個のものに改造している
- イ. 黙示の使用許諾はない
  - ・仲介をおこなった従業員には使用許諾を与える権限がない
- ウ. 本訴請求は権利濫用にはあたらない
  - ・自社の下取りシステムがあり被告の下取りによる利益はない
  - ・被告の改造によりゲーム内容をつまらなく感じた客がパチンコ店に行かなくなるから損害を生じる

## (5) 裁判所の判断

### ア. 商標権の消尽について

⇒商標権の消尽を適用する余地はない

〔理由〕7号遊技機と8号遊技機は別個の商品

被告の改造の内容は修理や清掃にとどまるとはいえない

### イ. 黙示の許諾について

⇒黙示の使用許諾は認めることはできない

〔理由〕原告会社は営業社員に登録商標の使用許諾をする権限を授与していない

一般的にも営業社員に登録商標の使用許諾をする権限を授与するものではない

被告において原告の営業社員が当該権限を有すると誤信した旨の主張・立証はない

### ウ. 権利濫用について

⇒原告の営業社員が仲介した範囲で権利濫用にあたる

〔理由〕原告営業社員らの仲介行為は営業社員としての職務の範囲に属する

原告は被告の下取りにより新機種販売の利益を得ている

原告はその後も営業社員らによる仲介を処分したり禁止したりしていない

その他：被告利益のうち商標権侵害行為と相当因果関係のある部分は40%（寄与率）

## 【2】検討

### ・商標権の消尽について

国際消尽 ～ パーカー事件

国内消尽 ～ BBS事件(特許権)、中古ゲームソフト事件(著作権)

商品の改造（商品の小分け・詰替え）～ ハイミー事件

中古品

### ・権利濫用について ～ 公正な競争秩序の維持

本件：黙示の許諾は認めなかった

原告の仲介があつて被告が原告商品を仕入れるようになった

改造品＋偽造品

## 【3】参考

### 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（風営法）

#### （用語の意義）

第二条 この法律において「風俗営業」とは、次の各号のいずれかに該当する営業をいう。

七 まあじやん屋、ぱちんこ屋その他設備を設けて客に射幸心をそそるおそれのある遊技をさせる営業

八 スロットマシン、テレビゲーム機その他の遊技設備で本来の用途以外の用途として射幸心をそそるおそれのある遊技に用いることができるもの（国家公安委員会規則で定めるものに限る。）を備える店舗その他これに類する区画された施設（旅館業その他の営業の用に供し、又はこれに随伴する施設で政令で定めるものを除く。）において当該遊技設備により客に遊技をさせる営業（前号に該当する営業を除く。）

#### （許可の基準）

##### 第四条

4 第二条第一項第七号の営業（ぱちんこ屋その他政令で定めるものに限る。）については、公安委員会は、当該営業に係る営業所に設置される遊技機が著しく客の射幸心をそそるおそれがあるものとして国家公安委員会規則で定める基準に該当するものであるときは、当該営業を許可しないことができる。

#### （遊技機の規制及び認定等）

第二十条 第四条第四項に規定する営業を営む風俗営業者は、その営業所に、著しく客の射幸心をそそるおそれがあるものとして同項の国家公安委員会規則で定める基準に該当する遊技機を設置してその営業を営んではならない。

## 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律施行規則

(著しく射幸心をそそるおそれのある遊技機の基準)

第七条 法第四条第四項の国家公安委員会規則で定める基準は、次の表の上欄に掲げる遊技機の種類の区分に応じ、それぞれ同表の下欄に定めるとおりとする。

### 遊技機の種類／著しく射幸心をそそるおそれのある遊技機の基準

#### 回胴式遊技機

- 一 一分間におおむね四百円の遊技料に相当する数を超える数の遊技メダル（遊技の用に供するメダルをいう。以下この項において同じ。）を使用して遊技をさせることができる性能を有する遊技機であること。
- 二 一回の入賞において入賞に使用した遊技メダルの数の十五倍を超える数の遊技メダルを獲得することができる性能を有する遊技機であること。
- 三 役物の作動により獲得することができる遊技メダルの数が、役物の作動によらないで獲得することができる遊技メダルの数に比して著しく多いこととなる性能を有する遊技機であること。
- 四 役物連続作動装置が設けられている遊技機にあつては、役物が連続して作動する回数が十二回を超える性能を有するものその他当該役物連続作動装置の作動により著しく多くの遊技メダルを獲得することができる性能を有するものであること。
- 五 役物連続作動装置を短時間に集中して作動させることができる性能を有する遊技機であること、その他短時間に著しく多くの遊技メダルを獲得することができる性能を有する遊技機であること。
- 六 入賞とされる回胴の上の図柄の組合せが著しく多い遊技機又は著しく少ない遊技機であること、その他客の技量にかかわらず遊技メダルの獲得が容易であり、又は困難である遊技機であること。
- 七 回胴の回転の停止を客の技量にかかわらず調整することができない遊技機であること、回胴の回転が著しく速い遊技機であること、遊技の公正を害する調整機能を有する遊技機であること、その他客の技量が遊技の結果に表れないおそれが著しい遊技機又は遊技の結果が偶然若しくは客以外の者の意図により決定されるおそれが著しい遊技機であること。

メニュー

検索画面

一覧画面

次文献

【簡易表示】

【第4310019号】

【商品及び役務の区分並びに指定商品又は指定役務】

イメージデータはありません。

(111)【登録番号】 第4310019号  
 (151)【登録日】 平成11年(1999)8月27日  
 (450)【登録公報発行日】平成11年(1999)10月28日  
 (210)【出願番号】 商願平10-88863  
 (220)【出願日】 平成10年(1998)10月15日  
     【先願権発生日】 平成10年(1998)10月15日  
 (156)【更新登録日】  
 (180)【存続期間満了日】平成21年(2009)8月27日  
     【分納満了日】  
     【拒絶査定発送日】  
     【最終処分日】  
     【最終処分種別】  
     【出願種別】

【商標(検索用)】 アステカ  
 (541)【標準文字商標】 アステカ  
 (561)【称呼】 アステカ  
 (531)【ウィーン図形分類】

(732)【権利者】  
     【氏名又は名称】アルゼ株式会社  
     【住所又は居所】東京都江東区有明3丁目1番地25

【付加情報】 標準文字  
 (641)【重複番号】  
     【審判番号】  
     【審判種別】  
     【審判請求日】  
     【出訴・上告区分】  
     【出訴・上告番号】  
     【出訴・上告日】  
     【書換登録申請番号】  
     【書換登録日】

【類似群】 24B02  
 【国際分類版表示】第7版  
 (500)【区分数】 2  
 (511)(512)【商品及び役務の区分並びに指定商品又は指定役務】  
     9 スロットマシン  
     28 遊戯用器具

メニュー

検索画面

一覧画面

前文献

[簡易表示]

【第4310023号】

[原寸表示]

[商品及び役務の区分並びに指定商品又は指定役務]

(111)【登録番号】 第4310023号  
 (151)【登録日】 平成11年(1999)8月27日  
 (450)【登録公報発行日】平成11年(1999)10月28日  
 (210)【出願番号】 商願平10-88869  
 (220)【出願日】 平成10年(1998)10月15日  
 【先願権発生日】 平成10年(1998)10月15日  
 (156)【更新登録日】  
 (180)【存続期間満了日】平成21年(2009)8月27日  
 【分納満了日】  
 【拒絶査定発送日】  
 【最終処分日】  
 【最終処分種別】  
 【出願種別】

【商標(検索用)】 § AZTECA\アステカ

(541)【標準文字商標】

(561)【称呼】 アステカ, アズテカ

(531)【ウィーン図形分類】 1.3.1; 1.3.13; 1.3.17; 17.2.1; 17.2.25.2; 27.5.1; 27.5.3

(732)【権利者】

【氏名又は名称】 アルゼ株式会社

【住所又は居所】 東京都江東区有明3丁目1番地25

【付加情報】

(641)【重複番号】

【審判番号】

【審判種別】

【審判請求日】

【出訴・上告区分】

【出訴・上告番号】

【出訴・上告日】

【書換登録申請番号】

【書換登録日】

【類似群】 24B02

【国際分類版表示】 第7版

(500)【区分数】 2

(511)(512)【商品及び役務の区分並びに指定商品又は指定役務】

9 スロットマシン

28 遊戯用器具

(111)4310023

(540)

[1/1]



アステカ